

議案第22号

三朝町個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり三朝町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年3月9日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町個人情報保護条例の一部を改正する条例

三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（個人情報の利用及び提供の制限） 第8条 略 2 実施機関は、前項（<u>第5号</u>を除く。）の規定により実施機関以外の者に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。 3 略	（個人情報の利用及び提供の制限） 第8条 略 2 実施機関は、前項（<u>第5項</u>を除く。）の規定により実施機関以外の者に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。 3 略

(適用除外等) 第36条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 <u>(1) 統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報</u> <u>(2) 略</u> 2 略	(適用除外等) 第36条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。 <u>(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報</u> <u>(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届出られた統計調査により集められた個人情報</u> <u>(3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集により得られた個人情報</u> <u>(4) 略</u> 2 略
---	---

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。